

議案第10号

日進市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の廃止について

日進市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり廃止する。

平成29年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

提案理由

この案を提出するのは、小中学校等において使用する視聴覚機材が充実したことにより、視聴覚ライブラリー設置当初の目的は達成されたと考えられるため、日進市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する必要があるからであります。

日進市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例（昭和55年日進町条例第15号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
 （日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 日進市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年日進町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第7条関係)				別表(第2条、第7条関係)			
区分	報酬		旅費	区分	報酬		旅費
略			略	略			略
略			旅費条例に規定する8級の職務にある者の相当額	略			旅費条例に規定する8級の職務にある者の相当額
スポーツ振興基本計画策定委員会委員	日額	7,000円		スポーツ振興基本計画策定委員会委員	日額	7,000円	
図書館協議会委員	日額	7,000円		視聴覚ライブラリー運営委員会委員	日額	7,000円	
略				略			